

社会福祉法人

サン福社会

サイド・サン保育園

重要事項説明 添付資料

〒233-0008

横浜市港南区最戸2丁目6-10

TEL : 045-334-8395

FAX : 045-334-8396

サイド・サン保育園理念・保育方針

【理念】

未来を担う子ども達のために、今の我々ができる最善を尽くす

【保育方針】

のびのび元気に遊ぶ

元気・勇気・根気のある子ども

【保育の基本方針】

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う
2. 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る
3. 心身ともに健康な「豊かな人間性・自主性・自立心・協調性」をもった子どもを育成する
4. 乳幼児などの保育に関する要望・意見、相談に際してはわかりやすい用語で説明して、公的施設としての社会的責任を果たす

入園に関してのご注意とお願い

※ 必ずお読みになり、ご協力くださいますようお願いいたします。

☆ 基本的事項

- お子様のやる気や自主性を大切に見守ってあげてください。
- お子様の驚きや発見を大切に受け止め一緒に共感してあげてください。
- 何かとお忙しいとは思いますが、一日一度はじっくりとお子様のお話に耳を傾け、会話をなさってください。スキンシップもお願いいたします。
- 持ち物・衣類にはすべて記名してください。（下着・靴・靴下・カバン等にも）無記入の場合、紛失等に繋がりますので必ずご記名下さい。
- 遊びに夢中になると衣服を汚します。下着・上着の着替えを必ず持たせてください。衣替え時期は保護者の方が指示してください。園ではスカート・スカートズボン・フード付・ジーンズ系・フリルのついた服の服装はお控えください。（活動的な遊びをする際に危険を伴う場合がありますのでご了承ください。）
- お子様には薄着の習慣をつけ衣服の調節もこまめにしてあげてください。
- 食べ物・おもちゃは一切園内に持ち込まないでください（誤飲・アレルギー児の誤食の防止）
- アレルギーのお子さまがいらっしゃいます。匂いのきつい柔軟剤は控えてください
- 髪の毛が長い場合は、必ず結い前髪は、目にかからないようにしてください。（黒目を傷つけます）小さい髪飾りやピン止めなどは、誤飲する恐れがありますのでご使用にならないでください。また高価な物は園で使用しないで下さい。
- 爪はこまめに切って常に清潔にしてあげてください。衛生面はもちろんですが、お家の方がお子様の爪を切ってあげることはコミュニケーション面でも大切なことです。
（爪チェックを毎日実施しております。）
- 当園では絵本を大切にしております。出来る限り毎日、寝る前などにお子様の好きな絵本を繰り返し読み聞かせをしてあげてください。
- 元気に活動できるように、必ず朝食を摂ってください。
- 早起き・早寝の習慣がつくようにしてあげてください。
- 自宅の住所・電話番号・勤務変更は早めにお知らせください。
- 保育園を退園される場合は、少なくともその月 25 日の一週間前に申し出てください。（翌月の保育料がかかる場合もあります。）
- 鞄につけるキーホルダー類は大きすぎない物を一つだけでお願いします。
- シール帳には子どもの好きなキャラクターのシールなどを貼らないで下さい。
- 提出物の期限は必ずお守り下さい。期限を過ぎた場合、お受け取りできませんので予めご了承下さい。
- 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の方に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

病気の対応について

体調不良時の対応

- ☆ 保育園では、平熱より高い発熱があり、普段と様子が違うときはお預かりすることはできません。受診していただく事が望ましいです。
- ☆ 保育園に登園した時点で体が熱いと感じられた場合はその場で検温させていただき平熱より高い発熱があり、普段と様子が違うときはお帰りいただきますのでご了承下さい。
- ☆ 登園完了後、平熱より高い発熱があり、普段と様子が違う場合は経過観察をし、状態によってご連絡させていただきます。
- ☆ 発熱はなくても嘔吐・下痢を繰り返した場合は感染症の恐れがある為お迎えの連絡を入れさせていただきます。（必ず病院の受診をして下さい）

お仕事をされていると、休みにくい・休めないなどの状況もあり、対応しにくいことも十分に承知しております。こどもはいろんな病気になりながら、免疫力、抵抗力を高めていきます。病気のときこそ保護者のそばでゆっくり休むことが何よりも特攻薬なのではないでしょうか。お互い病気をうつさないためにもご自宅でゆっくり休んでください。

- ☆ 朝登園されて、傷やアザを発見した場合は、写真等で保存させていただきます。

また内容・状況によっては、行政と相談し対応させていただく場合がございます。

- ☆ 感染症が流行している時期に、ご兄弟が体調を崩されたら、一緒にお休みやお迎えにきていただきますようご協力ください。

病気後の登園基準

- ☆ 病気やケガの後に登園される場合は医師に保育園に通っていることを伝え、登園できるかどうか確認していただきますようお願い致します。

※意見書・登園届をこの冊子の後部に添付しています。

園内の怪我や事故についての対応

園内での怪我や事故が起きた場合は、園長・主任が状況を確認し必要とされた場合は医療機関での受診を行います。その際は原則、保護者に連絡を入れ承諾を得てから受診させていただきます。しかし、連絡がつかない場合は了承を得る前に受診させていただくこともありますので予めご了承下さい。

怪我や事故の報告について

保育園では、こども同士のケンカやトラブルに伴って怪我・事故が発生した場合、園児を『加害者』・『被害者』というような捉えかたを致しません。

こどもは大人と違い、言葉の理解やコミュニケーション能力が未熟です。自分の思いや欲求がうまく伝わらず手がでたり、噛みついたりしてしまうことがあります。成長過程で必ずあるこどもの姿です。

こどもは、こどもの関係の中でともに育ちます。キズ・ケガを気にしすぎて一番大事な部分が育たないことになってはいけません。

また、こどものケンカに大人の心情を口に出すと、自分はどうか、どうすべきなのか判断することができなくなります。

こどもを育てる上で一番大事なのは、「お互いさま」であることを十分にご理解していただきますようお願い致します。

保育園はそのようなこども達が成長して正しいコミュニケーションが身につくように、温かく見守り、支援する必要があると考えています。こども同士の関係や怪我、キズについては責任を負うべきだと考えています。

保育園としての責任とは

こども同士のケンカやトラブルが、キズや怪我に発展しないようにこどもの心情に寄り添い、見守り指導することと考えます。

キズや怪我に発展した場合は双方の心情を理解しフォローに努め

事実関係の報告・検証を行い再発防止に向け適切にすすめます。また、他児から受けたケガ、キズを負わされる保護者心情は十分に理解しております。どういう状況であったかは丁寧に応えさせていただきます。

しかし基本的には因果関係となる園児についての名前を申し上げません。

ただし、以下の状況におきましては双方に園児の名前をお伝えすることがあります。

- ① 保育園の環境や状況が一因となり遊びの中で起きたケガ
- ② 特定の園児が特定の園児を噛む、ひっかきを繰り返す場合

※ 突発的な事故によるケガなどは園長の判断により保護者に報告致します。

最後に保育園としてケガやキズの防止対策はしっかりと取り組んでいきま

すが、こども同士によるケガやキズについては保護者の皆様の深い理解と温

かい見守りが不可欠であります。何卒、よろしくお願い致します。

病院受診に関して

保育中の怪我については園の判断で受診などを決めさせていただきます。気になる方は各自ご家庭の判断で受診してください（その場合は受診したことをお知らせ下さい）また、園で受診し再受診などが必要な場合は保護者の方が通院していただくようお願い致します。

園から受診する場合、保険証を提示せずに受診しますので当日もしくは翌日に保険証を病院に必ず持って行っていただきますようお願いいたします。

虐待の防止のための措置

- 1 当園は、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - （１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - （２）虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - （３）その他、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
 - （１）殴る、蹴る、体罰等直接入園児の身体に外傷を与える行為。
 - （２）合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - （３）廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりなどして叱ること。
 - （４）強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - （５）食事を与えない又は無理に食べさせること。
 - （６）入園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - （７）乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - （８）当園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - （９）性的な嫌がらせをすること。

児童虐待防止法遵守

職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

別紙 1

用 品	5 歳児 ゆり組	4 歳児 ふじ組	3 歳児 ちゅうりっぷ組	2 歳児 ばら組	1 歳児 もも組	金額
鍵盤ハーモニカ用 吹き口	●	●				550
鍵盤ハーモニカ 希望者	●	●				6,600
ニューマーカー	●	●				830
のり	●	●	●	●		240
粘土	●	●	●	●		360
粘土ケース	●	●	●	●		350
クレヨン	●	●	●	●		660
道具かご				●		110
道具箱	●	●	●			950
プリントばさみ	●	●	●	●	●	400
自由画帳	●	●	●	●	●	340
園帽子	●	●	●	●	●	1,130
半袖ボロシャツ 100～130	●	●	●			2,920
半袖ボロシャツ 140	●	●	●			3,500
ショートパンツ 100～130	●	●	●			2,500
ショートパンツ 140	●	●	●			3,000
制作用スモック	●	●	●	●		2,460

- ・ 主食費 1,500 円（毎月）
- ・ 副食費 4,500 円（毎月）
- ・ 傷害保険料 350 円（4 月）

別紙2

延長保育の利用料について

【保育標準時間】

30 分ごとに

利用時間	10日以内	11日以上
7:00~7:30	850円	1,700円
18:31~19:00	850円	1,700円

【保育短時間】

30 分ごとに

利用時間	10日以内	11日以上
7:00~8:30	850円	1,700円
16:31~19:00	850円	1,700円

例①：標準保育時間

- ・7:15に登園した回数が2回(850円)
- ・18:40に降園した回数が12回(1,700円)

計：2,550円

例②：短時間保育時間

- ・7:15に登園した回数が4回(1,700円)
- ・18:40に降園した回数が3回(1,700円)

計：3,400円

※夕方の延長保育を利用される方はおやつ代として 1食100円をいただきます。

喫食されずにお帰りになられた場合も徴収致します。

お迎えの時間が19:00を過ぎた場合は 30分ごとに1,700円のご利用料金をいただきます

第2子のお子様は半額となります。